

令和元年6月26日現在

機関番号：32688

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K04149

研究課題名(和文) 司法領域におけるアセスメントとフィードバックの研究

研究課題名(英文) The study of assessment and feedback on forensic psychology

研究代表者

熊上 崇 (Kumagami, Takashi)

和光大学・現代人間学部・教授

研究者番号：40712063

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、少年事件や刑事事件において、心理アセスメント結果をどのようにフィードバックして、その後の本人や家族の生活支援につなげるか、その理念や方法への示唆を探索的に明らかにしたものである。

日本犯罪心理学会会員への調査では、心理アセスメントは裁判所の決定や矯正施設の指導のためという傾向が見られた。一方、地域生活定着支援センター等への調査では、裁判所や矯正施設と心理アセスメント結果の情報共有が行われず、退所後に生活が不安定になるケースがあること見られた。今後は、本人の自己理解や生活支援のために司法・矯正機関と地域生活定着支援センターなどが心理アセスメント情報を共有するしくみの構築が望まれる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学術的意義としては、司法犯罪心理学の実務家および研究者にアセスメントとフィードバックに関する実情と意識調査をはじめて行ったこと、面接の手順シートなどを心理検査者へのアンケートをもとに作成したことである。

社会的意義として、現在、罪を犯した人のうち、発達障害や知的障害、認知症のある人の地域生活定着支援の際に、本人の知能検査結果や行動上の特徴などのアセスメント情報を、司法・矯正機関と支援者、本人が共有する仕組みへの提言を行った。

研究成果の概要(英文)：The study revealed the principle and method about feedback of forensic psychological assessment for individuals who commit the crime and their community support team. We surveyed the thought about feedback of forensic psychological assessment to the members of Japanese association of criminal psychology. The results showed that the respondent tend to thought forensic psychological assessment were conducted for judge, education in correctional facilities, not for defendant, their family, and their community support team. On the other side, we interviewed to community support team for criminal defendant. They said that were not enough to share the information about forensic psychological assessment between correctional facilities and them. We concluded that forensic assessment should be conducted for defendant or juvenile delinquents. Because we thought they needed to know their characteristics and strength to recovery in the community.

研究分野：臨床心理学

キーワード：アセスメント フィードバック 司法領域

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、これまで少年事件など司法領域における心理発達アセスメントに従事してきた。少年事件における発達障害の頻度やその非行類型、発生機序、家庭環境要因、逆境的小児期体験、さらには、認知・学習習得度の標準化された個別検査である KABC- を用いたアセスメントを行ってきた。その中で、大切なことは司法領域のアセスメントの結果は、裁判所や少年院、保護観察などの司法・法務機関内では共有されているが、肝心の本人や保護者、地域での支援者にはフィードバックされていないのではないかと疑問があった。2009 年度から始まった地域生活定着支援センター事業においても、司法機関や矯正機関でのアセスメント結果が地域生活定着支援センターや地域の医療・福祉機関にフィードバックされないために、支援の開始が遅れるなどの支障が指摘されている。そこで、まず心理アセスメントのフィードバックに関する理念を文献研究から明らかにするとともに、この状況の背景には、司法領域の心理アセスメント従事者にどのような意識があるのかを明らかにし、地域生活定着支援センターへの調査も踏まえて、どのようなフィードバックが望ましいのかを検討することが必要と考えられた。

2. 研究の目的

少年事件や刑事事件において、裁判所や矯正施設で得たアセスメント情報(例:知能検査や心理検査の結果、行動のアセスメント情報、環境に関する情報等)を、どのように少年や刑事事件当事者および保護者等にフィードバックして、更生やその後の生活支援につなげるか、その理念や実際の面接手順・方法について検討する。

3. 研究の方法

(1) 司法領域のアセスメント結果は、誰のため、何のために実施するのか、その倫理と理念についての検討を、文献研究を通じて行った。

(2) 少年院や刑務所などの矯正施設と、退所後の生活を支援する地域生活定着支援センターの間における、アセスメント情報の共有の課題を明らかにするために、3カ所の地域生活定着支援センターならびに国立の中間支援施設にインタビュー調査を行った。

(3) 少年院や刑務所、家庭裁判所などの司法領域の実務家や、犯罪心理学の研究者は、司法領域のアセスメントのフィードバックをどのように実施しているか、またどのように考えているかを明らかにするために、日本犯罪心理学会会員へのアンケート調査を行った(発送数 1064、回答者数 124、回収率 14.5%)。質問項目は、回答者の所属先や経験年数などのフェイス項目と、司法領域における心理アセスメント実施の目的、本人や保護者へのフィードバックの有無、本人や保護者へのフィードバックの必要性についてである。

(4) 心理アセスメント結果を本人や保護者に対してフィードバックするために、心理学の実務家がどのような面接手順を行っているかを明らかにするために、心理検査者 66 名(主に日本 KABC アセスメント学会会員)にアンケート調査を行った。質問項目は、子ども本人へのフィードバック面接の実施の有無と面接上の留意点である。この回答をもとに、「フィードバック面接手順リスト」、「学習アドバイスシート」を作成した。

これらの調査研究を通じて、司法領域におけるアセスメントとフィードバックの理念について考察した。

倫理的配慮;いずれの調査研究も、研究代表者が所属していた大学での研究倫理審査における許可を受けて実施した。

4. 研究成果

(1) アセスメントのフィードバックに関する倫理・理念の文献的検討

Pope (1992) は、「フィードバックは心理士の責務である」と題する論文において、フィードバックは「インフォームド・コンセントの一環である」「過去ではなく未来に向かう」「心理検査のプロセスである」「(クライアントの)危機への対応方法を伝える」等と述べ、そのための「記録化、書面化、フォローアップ」等、10 のポイントを提言した。

Finn (2007) は、フィードバック面接の体系化・構造化を試みた。Finn は従来の検査者中心の「情報収集型アセスメント」から「治療的アセスメント」への転換を提唱しており、被検査者との「まとめと話し合いのセッション」、「文書によるフィードバック」、「フォローアップ」を一連の流れとしている。

米国心理学会(American Psychological Association, 以下 APA と記載)の倫理綱領 9.10 の「explaining assessment results」(APA, 2010)では「心理士は、個人あるいは指定された代理人に対して結果の説明が与えられることを保証する」「アセスメント実施前に、明確に説明されること」とある(水野, 2006)。しかし、例外規定として「組織コンサルテーション、就職や安全性の選抜テスト、司法上の評価」が置かれており、司法心理アセスメント結果の本人・保護者のフィードバックは義務ではないと解することもできる。

一方で、わが国の公認心理師法(2015)ではフィードバックに関する条文はないが、多機関連携がうたわれている。また、特別支援教育士の倫理基準(特別支援教育士資格認定協会、

2012) 第3条4項では「アセスメント結果に関する情報を求められた場合は、情報を伝えることが対象者の利益になるよう、受取手にふさわしい用語で伝えなければならない」との記載がある。すなわち、検査者には、子どもやその支援者の利益を第一として検査結果を説明することが求められているといえる。

司法領域の心理アセスメントのフィードバックについて、強制ではなく任意であることから、アセスメントの結果を知ることが、本人の権利・利益と解することもでき、検査者は本人および家族や支援者に分かりやすくフィードバックすることが望まれる。

(2) 地域生活定着支援センター等への調査から

第一に、地域生活定着支援センターや中間施設では、裁判所や少年院、刑務所などで作成された司法心理アセスメント結果を見ることができていなかった。また、裁判所や矯正施設に司法心理アセスメント結果を請求しても「裁判のための資料である」という理由で断られていた。

そのため、医療機関や福祉機関へつなぐ際に、改めて心理アセスメントを実施しなければならずタイムラグが生じ、その間に元受刑者や少年院退所者の不適応行動が起きてしまったり、福祉事務所での精神障害や知的障害の手帳の取得も時間がかかり、住居や年金などの手当が遅れ、生活が不安定になることも見られていた。

第二に、地域生活定着支援センターが必要としている司法心理アセスメント情報としては、知能検査結果や心理検査の結果だけでなく、どのような支援・処遇プログラムが行われていたか、刑務所や少年院での生活の中で、どのような場面設定や声かけをすると、意欲を持って生活できるか、もしくは不適応や失敗をしやすいのかという行動面の心理アセスメント情報が地域生活定着支援に必要であることが明らかになった。

(3) 日本犯罪心理学会会員への調査から

1) 司法領域での心理アセスメントの目的

回答者に以下の項目で重要だと思う順番を記入してもらった。

ア 裁判所の処遇判断のため

イ 矯正施設の支援に活用するため

ウ 矯正施設出所後の保護観察所や地域生活支援機関に活用するため

エ アセスメントを受けた本人に理解してもらうため

オ アセスメントを受けた本人の保護者・支援者に理解してもらうため

1位として最も多かったのは「裁判所の処遇判断」で57人(53.8%)であった。2位で最も多かったのは「矯正施設の支援への活用」で43人(39.4%)、3位で最も多かったのは「矯正施設出所後の保護観察所や地域生活支援機関への活用」で36人(33.6%)、4位で最も多かったのは「アセスメントを受けた本人に理解してもらうため」で37人(34.6%)、5位に最も多かったのは、「アセスメントを受けた本人の保護者・支援者に理解してもらうため」で45人(42.9%)であった。

2) 本人や保護者に対してフィードバックを実施の有無

回答者のうち、実施しているのが67人(63%)、実施なしが40人(37%)であった。

フィードバックを実施する理由に関する自由記述(データ数37)は5つのカテゴリーに分けられた。その内容は、「自己理解を促す、特性を理解する」(17)、「今後の生活や更生、多機関連携につなげる」(9)、「フィードバックは検査者の義務、倫理的配慮」(7)、「保護者のため」(1)、「その他」(3)であった。

3) 司法心理アセスメント結果を本人や保護者にフィードバックする必要性

有効回答数116人のうち、必要と思うは78人(67%)、必要と思わないは3人(3%)、どちらともいえないは35人(30%)であった。

その理由について自由記述を見ると、フィードバックの必要性ありのデータ数は28件であり、カテゴリー分類すると「支援に活用、教育・指導的效果」(9)、「検査結果は本人のもの」(9)、「自己理解を深める」(7)、「その他」(3)であった

(4) 子どもへのフィードバック面接手順シート、学習アドバイスシート作成

心理検査者のフィードバック面接手順の留意点に関する自由記述を分析し5個の17個の小カテゴリーを抽出した。出現率の順では、「前向きになる勇気づけ」12.5%、「理解しやすい言葉」11.3%、「視覚的・直観的理解しやすさ」7.5%、「ニーズや理解度の確認」7.5%、「数値・専門用語の影響抑制」7.5%等であった。次に、17個の小カテゴリーをさらに5個の大カテゴリーに統合された。大カテゴリーは、『わかりやすい説明』『子どもとの関係性』『教育的効果』『検査者の倫理と配慮』『今後の展開の予測』であった。このカテゴリーをもとに、「フィードバック面接手順シート」「学習アドバイスシート」を作成した。「学習アドバイスシート」は日本版KABC-Ⅱを実施後に本人および保護者に手渡す書面として「学習アドバイスシート」を作成した。IQ相当値などの数値の記入の有無については、その都度保護者や支援者とも協議するとともに、書面は本人が理解しやすいようグラフや図を用いること、書

面の構成として(1)認知特性,(2)学習習得度,(3)これらを踏まえた学習面のアドバイス,とした。

以上の成果を踏まえて,以下のように考察を行った。

発達障害者支援法の改正(2016)では,司法手続きへの配慮(12条2)が新設され「国および地方公共団体は,発達障害者が刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続きその他これに準ずる手続きの対象となった場合(中略)発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮をするものとする」とされており,司法領域でも対象者に対して合理的配慮を行うことが要請されており,心理アセスメント結果のフィードバックも,法の求める合理的配慮の一環であるとも考えられる。

しかし,犯罪心理学会会員アンケートからは,司法領域のアセスメント結果は,あくまで裁判所の決定や矯正施設の指導のためという側面があり,本人や保護者,支援者にフィードバックするという視点はまだ弱いことがうかがわれる。

司法領域においても,アセスメント結果は本人や保護者・支援者が自己の特性や強みを理解し,意欲が高まるようなフィードバックを書面や面接で行うことが望まれる。

ただし,実際に少年院や刑務所などの矯正施設を退所した人を地域で支援する地域生活定着支援センターからは,アセスメント結果が共有されないために支援開始に支障をきたす事例も報告されており,司法・矯正機関と地域生活定着支援センターなどの支援者との間のスムーズな情報共有システムの構築が,緊急の課題である。

5. 主な発表論文等

(1) 熊上崇「矯正施設から退所した障害をもつ人への地域生活定着支援」,立教大学コミュニティ福祉研究所紀要,5,19-36,2017.

(2) 熊上崇「司法領域の心理アセスメントとフィードバック～日本犯罪心理学会会員へのアンケート調査から～」,犯罪心理学研究,第56巻特別号,76-77,2018.

(3) 熊上崇・熊上藤子・熊谷恵子「心理検査の検査者は子どもにどのようなフィードバック面接をしているか～知能・発達検査の検査者への調査と『子どもへのフィードバック面接手順リスト』の作成」,K-ABCアセスメント研究,20,27-40,2018.

(4) 熊上崇・熊上藤子・熊谷恵子「子どもへの心理検査の結果のフィードバック～実務者への質問紙調査の分析と『学習アドバイスシート』の作成」,K-ABCアセスメント研究,18,79-88,2016.

〔雑誌論文〕(計4件)

〔学会発表〕(計4件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。